

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係員

正

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

◎ 記入方法は2枚目をご覧ください。
 ◎ 申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あてに提出してください。
 ※ 印刷は、記入しないでください。

①健康保険被保険者記号 (事業所整理記号)		②健康保険被保険者番号 (被保険者整理番号)		給与 締日	給与 支払日	当 翌 月 月
				日	日	日
③被保険者の氏名				④被保険者の生年月日		
(フリガナ)		(フリガナ)		昭	5	年
(氏)		(名)		平	7	月
						日
⑤養育する子の氏名		⑥養育する子の生年月日		⑦育児休業等を終了した年月日		⑧従前の標準報酬月額
(フリガナ)		(フリガナ)		令和		千円
(氏)		(名)		令和		
報 酬 月 額				⑬ 総 計	⑭ 改 定 年 月	⑰ 備 考
⑨ 算定対象月の報酬支払基礎日数	⑩ 通貨によるものの額	⑪ 現物によるものの額	⑫ 合 計			<input type="checkbox"/> 週及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月 <input type="checkbox"/> 短時間労働者 <input type="checkbox"/> パート
月 日	円	円	円	円	年 月	
月 日	円	円	円	⑮平均額	⑯修正平均額	
月 日	円	円	円	円	円	
※⑱ 決定後の標準報酬月額				社会保険労務士の提出代行者		
千円						

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

令和 年 月 日 提出

〒

事業所所在地

(事業主)

事業所名称

事業主氏名

電話番号 (局) 番

健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条の規定による申出をします。

東京不動産業健康保険組合 理事長 宛

令和 年 月 日 提出

〒

住 所

(申出人)

氏 名

電話番号 (局) 番

受付日付印

〔記入上の注意〕

申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あてに提出してください。

〔記入の方法〕

- ④欄の年号は、該当する数字を選択してください。生年月日は、たとえば、昭和63年11月7日の場合は、

昭	5	年	6	3	年	1	1	月	7	日
平	7		6	3		1	1		0	7

のように記入してください。
- ⑥欄は養育する子の生年月日を記入してください。たとえば、令和6年1月1日の場合は、

令	和	年	0	6	年	0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

のように記入してください。
- ⑩欄には、報酬のうち、臨時に受けたものおよび年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入してください。
- ⑪欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条の規定によって厚生労働大臣が定めた価額によって算定した額を、それぞれ該当の欄に記入してください。
- ⑬欄には、報酬支払基礎日数が17日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月の⑫欄の額を総計した金額を記入してください。
※「パート」の場合で3ヵ月の間に17日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月がない場合は、15日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月の⑫欄の額を総計してください。
- ⑮欄には、⑬欄の額を報酬支払日数17日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月の数で除して得た額を、記入してください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。
※「パート」の場合で3ヵ月の間に17日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月がない場合は、15日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月の数で除してください。
- ⑰欄の、「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には昇(降)給により増(減)された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給または遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入してください。また、「短時間労働者」「パート」に該当する場合は、□に✓を付してください。

【お知らせ】

- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国または地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・「パート」とは、1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。